

市政の報告と議案説明

(市政の報告)

本年6月から今日までの市政の概要についてご報告申し上げ、議会を始め、市民各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

なお、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、今年も吉野川祭り納涼花火大会を始め多くの事業が中止となっているため、簡略なご報告とさせていただくことについて、ご理解を賜りたいと存じます。

始めに、平成23年9月に発生した紀伊半島大水害から10年が経過しようとしております。

8人の尊い命が失われ、いまだ3人の方が行方不明となっております。

犠牲者のご冥福と、行方不明者が一日も早くご家族のもとに戻られることをお祈り申し上げます。

紀伊半島大水害以降も、毎年のように台風、異常気象等により各地で災害が発生しており、先月中旬には秋雨前線が日本列島上空に長期間滞留したことに伴い、九州北部、中国地方など各地で河川の氾濫、土砂災害等が発生し、多くの方が被災し尊い命が奪われました。

被災地の日も早い復旧・復興をお祈りしますとともに、いつ発生するかわか

らない自然災害に備え、過去の災害を教訓とし、被災した記憶を忘れることなく、市民の生命、財産を守れるよう災害に強いまちづくりを進めてまいります。

それでは、市政の報告に入らせていただきます。

まず、新型コロナウイルスワクチン接種事業についてであります。

8月に入り、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大により、奈良県内でも一日の感染者数が過去最多となる日が発生しております。

8月31日までの期限で発令されていた東京など6都府県の緊急事態宣言について、新たに15道府県が追加され、期限は9月12日まで延長されました。

本市では、4月25日の新型コロナウイルスワクチン接種開始以降、カルム五條等での集団接種、市内医療機関での個別接種及び南和広域医療企業団等のご協力による南奈良総合医療センターでの接種を進めてまいりました。

さらに、6月末から7月末にかけ、シダーアリーナにおきまして、大規模接種を6回行い、延べ約5,200人に新型コロナウイルスワクチン接種を実施いたしました。

8月15日現在、ワクチン接種対象者である12歳以上の市民、27,602人に対し、1回目接種者数は、18,646人、接種率61.9パーセント、2回目接種者数は、13,484人、接種率44.8パーセントとなっております。

今後、ワクチン接種を希望する市民の皆様ができるだけ早期に接種を完了する

よう、国、県の支援のもと医師会や関係団体等と連携し、最大限取り組んでまいります。

次に、新庁舎建設事業についてであります。

11月10日の新庁舎開庁に向け、現在、庁内ネットワーク工事及び電話工事を施工中であり、1階窓口カウンターなどの備品についても発注を終えております。

引き続き、移転作業に伴い市民サービスが低下することのないよう、円滑な庁舎移転に努めてまいります。

次に、幼保一体化事業についてであります。

次代を担う子供たちのより良い教育・保育環境を整えることを目的として、令和2年7月から進めてまいりました認定こども園整備事業について、(仮称)五條A認定こども園建設工事が竣工し、7月21日に竣工式を挙行いたしました。

当該建設工事に深いご理解とお力添えをいただいた関係各位に厚くお礼申し上げます。

現在、当該施設は五條幼稚園解体に伴う仮園舎として使用されており、令和4年4月に「五條市立みらいこども園」として、改めて開園いたします。

また、(仮称)五條C認定こども園整備改修工事が7月1日に着工いたしました。

こちらにも建設工事中の（仮称）五條B認定こども園と同じく令和4年4月の開園に向け工事を進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策事業についてであります。

6月定例会で補正予算の議決をいただきました、総合支援資金の特例貸付をこれ以上利用できない世帯に対して3か月最大30万円を給付する、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請の受付を行っております。

さらに、低所得の子育て生活支援特別給付金事業につきましては、5月に支給したひとり親世帯に続き、ひとり親世帯以外の住民税均等割が非課税の児童手当・特別児童扶養手当受給者に対し、一人につき5万円の給付金を7月末に給付したところであります。

今後も、国の交付金等を活用し、新型コロナウイルス感染症対策事業を進めてまいります。

次に、マイナンバーカード普及促進事業についてであります。

国民の利便性の向上及び行政の効率化につながるマイナンバーカードの普及を図るとともに、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた地域経済の活性化を図るため、マイナンバーカード取得者へ市内の登録店舗で利用できる5千円のお店応援券を交付しております。

7月末現在で、マイナンバーカードの普及率は36.4パーセントと増加して

きておりますが、引き続きカードを取得することによる利便性向上について周知するなど普及推進に努めてまいります。

次に、県域水道一体化事業についてであります。

人口減少による水需要の減少をはじめ、老朽管等関連施設の更新及び耐震化のための投資的経費の増大など、現下の水道事業が抱える諸課題を解消することを目途に、去る8月2日、奈良県広域水道企業団設立準備協議会設立総会及び第1回協議会が開催されたところであります。

今後は、同協議会において、関係業務の統合に係る方針などについて協議が行われますが、本市水道事業の実情や将来的に安定した水道水の供給に資する方途など、市民本位の統合実現に向け、同協議会に臨んでまいりたいと考えております。

市政の報告は、以上であります。

(提出議案の説明)

続きまして、本定例会に提出いたします諸議案についてご説明申し上げます。

まず、報第9号 令和2年度一般財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告並びに法人の清算につきましては、同法人の決算書及び事業報告書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの

であります。

次に、報第10号 専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市行政
手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正）につきまし
ては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
の一部改正に伴う規定の整備に急を要したため、専決処分をしたので報告し、承
認を求めるものであります。

次に、議第45号 五條市立学童保育所条例の一部改正につきましては、五條
市子ども・子育て支援事業計画に基づき、公立学童保育所の再編を行うため、本
条例の一部を改正するものであります。

次に、議第46号 五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につ
きましては、可燃ごみの指定ごみ袋の大きさについて、特小サイズを追加し、そ
れに係る処理手数料を徴収するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第47号 五條市過疎地域持続的発展計画の策定につきましては、過
疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づき、五條市過疎地域
持続的発展計画を策定するものであります。

次に、議第48号 令和3年度五條市一般会計補正予算（第5号）議定につ
きましては、歳入・歳出予算にそれぞれ4,054万5千円を追加し、総額227

億4, 2 2 1 万 5 千円とする予算の補正、繰越明許費の補正及び債務負担行為の補正でございます。

まず、予算の補正の主な内容といたしましては、五條市地域商社株式会社出資金として2, 3 7 3 万円、南奈良総合医療センターへの新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料等として1, 5 2 5 万 7 千円などを追加するとともに、市民会館及び中央公民館の耐震改修事業の実施計画を、現庁舎跡地整備もふまえ、専門家等の意見も聞きながら再検討するため、財産管理費において1, 2 5 9 万 2 千円を、中央公民館費において1, 1 3 0 万 6 千円を減額するものなどであり、財源につきましては、国庫支出金等を見込みまして、補正予算を編成した次第であります。

次に、繰越明許費の補正につきましては、道路維持修繕事業として4, 0 0 0 万円を、翌年度へ繰り越すものであります。

次に、債務負担行為の補正につきましては、庁舎跡地活用調査業務委託を追加し、市民会館耐震等改修設計業務委託を廃止するものであります。

次に、議第4 9 号 令和3年度五條市墓地事業特別会計補正予算（第1号）議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ1 2 0 万円を追加し、総額を3 8 0 万円とするもので、補正の内容は、返還のあった市営墓地に係る墓地使用料返還金を計上するものであり、財源につきましては、新規募集に伴う墓地使用料を

見込みまして、補正予算を編成した次第であります。

次に、議第50号 令和3年度五條市介護保険特別会計補正予算（第1号）議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ644万9千円を追加し、総額を41億1,104万9千円とするもので、補正の内容は、令和2年度介護保険特別会計の精算による償還金を計上するものであり、財源につきましては、繰越金等を見込みまして補正予算を編成した次第であります。

次に、認第1号から認第9号までにつきましては、令和2年度の五條市一般会計及び各特別会計の決算の認定、五條市下水道事業会計の利益剰余金の処分についての議決及び同会計の決算の認定並びに五條市水道事業会計の決算の認定を求めるものであります。

次に、推第1号から推第3号までの人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることにつきましては、中永民子委員、片山邦彦委員、山本美智子委員の任期が令和3年12月31日をもって満了するため、その後任の候補者推薦について議会の意見を求めるものであります。

以上が、市政の報告と、この度提出いたしました諸議案の概要であります。